



四国税理士会報

第480号
2026.2.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 石井 晶子
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



四国霊場15番札所 国分寺

撮影者 徳島支部 森内 昭男

主な記事

高松国税局との実務者会議
新年賀詞交歓会を開催
部・委員会だより～調査研究部～
業務対策部ニュース
中小企業対策部ニュース

 あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

▽ 目 次 ▽

<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 月 の 会 務 . . . 3 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度税務支援の実施計画を承認 ・ 第8回常務理事会及び第4回理事会・第3回支部長会合同会議の提出議題を協議 ・ 財政の安定化に向けた検討等 ・ 令和9年度税制改正に関する意見書案等を検討 ・ 書面添付制度等について協議 ○ 潮 流 . . . 5 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会務をつなぐ ○ 日 税 連 会 議 出 席 報 告 . . . 9 ○ 新 年 賀 詞 交 歓 会 を 開 催 . . . 10 ○ 高 松 国 税 局 と の 実 務 者 会 議 . . . 11 ○ 部 ・ 委 員 会 だ よ り . . . 24 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間事業報告と公開研究討論会参加のお願い ○ 高 等 学 校 等 に お け る 有 職 者 による税理士制度 PR 講演 . . . 26 ○ 業 務 対 策 部 ニ ュ ー ス . . . 28 ○ 中 小 企 業 対 策 部 ニ ュ ー ス . . . 31 ○ 業 務 対 策 部 か ら の お 知 ら せ . . . 37 ○ T A I N S イ ン フ ォ メ ー シ ョ ン . . . 38 ○ 税 の 広 場 . . . 39 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税額等が区分記載された契約書等の記載金額 ○ 研 修 会 の ご 案 内 . . . 40 ○ 令 和 8 年 度 年 間 研 修 事 業 計 画 一 覧 . . . 41 ○ 会 員 異 動 . . . 42 ○ 編 集 後 記 . . . 42 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会・支部長会合同会議 正副会長会 財務部会 調査研究部会 業務対策部会 専務理事 佐々木 敏雄 調査研究部 広報部長 石井 晶子 中小企業対策部 業務対策部 情報化対策部 研修部 研修部 広報副部長 谷本 智
--	---

表紙写真説明

タイトル 四国霊場15番札所 国分寺

コメント 聖武天皇が天下泰平を祈願して建立した全国66国分寺の一つです。本尊の薬師如来は、行基自らが彫ったものといわれ、また堂内には、国分寺建立を指揮した聖武天皇と光明皇后の位牌が祀られています。2年前に瓦の葺き替えが完成し見事に輝いています。また写真手前の庭園は住職自慢の庭園です。国の名勝に指定するよう答申した庭。池泉観賞式の大庭園で築山泉水庭と枯山水が大洞門で連なった独特な様式を持っています。本堂西側に組まれた立石は、全国庭園随一の巨石として価値あるものようです。

撮影者 徳島支部 森内 昭男

◆ ◆ 1月の会務 ◆ ◆

日	会議・行事名	主な内容
7	第9回広報部編集企画会議（ウェブ）	会報第479号（1月号）の編集・校正等
9	第2回業務対策部会（ウェブ）	日税連HP内の書面添付制度利用促進等
13	第9回正副会長会	第8回常務理事会の提出議題等
14	第3回財務部会（ウェブ）	財政の安定化に向けた検討等
20	第7回常務理事会	第4回理事会・第3回支部長会合同会議の提出議題等
	顧問相談役会	会務の運営状況等
	第4回理事会・第3回支部長会合同会議	令和8年度税務支援の実施計画案等
	新年賀詞交歓会	新年賀詞交歓会
21	第2回会館取得特別委員会 (ウェブ)	香川県連からの要望等に対する回答等
23	全国統一研修会（ライブ）	①税制改正大綱 ②法人税 公認会計士・税理士 太田 達也 氏
28	第10回広報部編集企画会議（ウェブ）	会報第480号（2月号）の編集・校正等
30	第5回調査研究部会（ウェブ）	令和9年度税制改正に関する意見書等

理事会・支部長会合同会議

1月20日開催

令和7年度税務支援の実施計画を承認

令和8年1月20日、第4回理事会・第3回支部長会合同会議がJRホテルクレメント高松において開催された。

当会議では、令和7年度税務支援の実施計画案を承認するとともに、①四国税理士会税務支援細則の一部変更案②四国税理士会紛議調停細則の一部変更案—などを協議した。

（理事会議決事項）

1. 令和7年度税務支援の実施計画案

多田税務支援対策部長から、令和7年度税務支援の実施計画案に関して次の各項目について説明が行われ、採決の結果、全会一致で可決承認した。



理事会・支部長会合同会議で挨拶する浜崎会長

（1）受託事業

①確定申告期

- ・ 無料申告相談
- ・ 電話相談センターにおける電話相談

②その他

- ・ 個別指導方式による記帳指導

（2）協議派遣事業

- ・ 商工会等への派遣
- ・ 農協等への派遣

・電子申告の代理送信

(3) 独自事業

・税金相談センター

(4) フリーランス新法への対応

2. 四国税理士会税務支援細則の一部変更案

多田税務支援対策部長から、連合会への報告の書式について、書式を定める者を明確にするため第19条において、「連合会が」の文言を追加し、支部から本会への報告及び書式についての規定を新設するためとの説明が行われた。

採決の結果、全会一致で可決承認した。

3. 四国税理士会紛議調停細則の一部変更案

遠藤紛議調停委員長から、紛議調停細則の一部変更について紛議調停申立書並びに調停期日調書様式の変更案の説明が行われた。

採決の結果、全会一致で可決承認した。

(協議事項)

1. 令和9年度税制改正に関する意見書案

市川調査研究部長から、令和9年度税制改正に関する意見書は、各県の検討結果を基に取りまとめたものであり、新規・削除・修正となった各項目の理由等を確認しながら説明が行われ、その内容について協議した。

この意見書は、重要な改正要望項目として3項目、基本的な改正要望項目として①所得税関係9項目②法人税関係5項目③相続税・贈与税関係4項目④消費税関係5項目⑤国税共通4項目⑥地方税関係7項目⑦国税通則法・納税環境整備関係4項目⑧その他・改善要望等に関する事項11項目一の計52項目の意見が盛り込まれており、3月の理事会に提案後、日税連に提出することとなっている。

2. 会員の綱紀保持

尾上綱紀監察部長から、①税理士法違反行為の未然防止にとして、「使命達成と品位の保持のお願い」を2月号の会報誌に同封し全会員の周知に努めること②名義貸し行為の未然防止について日税連綱紀監察部において作成した会員向けの情報資料「名義貸し行為に関する事例集」等を活用し、会員自身の事務所運営や会員に対する指導等をお願いしたいとの説明が行われた。

3. 財政の安定化に向けた検討

井上専務理事並びに宮川財務部長から、日税連の会費値上げに伴う四国会の今後の対応について説明が行われた。また、大西専務理事から、会館取得に関する資金シミュレーションの説明が行われた。

(報告事項)

1. 税務研究所研究発表会の開催結果

佐々木専務理事から、11月11日に開催された税務研究所研究発表会の開催報告が行われた。

2. 令和8年度の研修計画

大石研修部長から、令和8年度の研修計画について、研修会のテーマ及び講師について各県ごとに会員の意見を聴取して取りまとめたとの説明が行われた。

3. 税理士記念日の行事实施

石井広報部長から、2月23日の税理士記念日に全国統一行事である「税に関する無料相談」をはじめとする記念行事を実施するとともに、それに関するPRもお願いしたいとの説明が行われた。

なお、行事の実施結果は、3月11日までに四国会事務局宛に報告することとした。

4. 「税を考える週間」行事の実施結果

石井広報部長から、昨年11月の「税を考える週間」における、①無料税務相談の実施②租税教室③街頭キャンペーン④新聞広告⑤ラジオCM⑥対外広報冊子の配布一などの実績報告が行われた。

5. 各部・委員会からの報告事項

各部長・委員長から、当面の課題などを中心に、下記のとおり説明が行われた。

[総務部]

・税務署における税理士掲示板の共同利用並びに撤去について、各支部ご協力いただきありがとうございました。費用については、日税連令和8年度予算に組み込まれる予定のため、後日改めてご連絡します。

[財務部]

・災害対策積立金については、各单位会と情報交換をしながら検討していく予定である。

[制度部]

・日税連において次期税理士法改正について

検討しており、四国会としては支部統合要件の緩和について正副会長会に具申し、日税連に意見を提出予定である。

[税務支援対策部]

- ・令和7年度確定申告期の税務支援事業が無事スタートした。従事する会員については電子申告代理送信マニュアルに沿った申告書作成指導や特定個人情報の厳正な管理をお願いしたい。

[研修部]

- ・36時間義務が3月31日までとなっており、各支部においては今年度も受講率向上に向けてご協力をお願いしたい。
- ・現在、日税連において、新人会員研修の義

務化並びに倫理研修の追加を検討している。

[業務対策部]

- ・社会保険労務士との職域境界に関する留意点について、2月号の会報誌に掲載予定である。
- ・税務行政におけるオンラインツールの利用について、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるGSSが順次導入され、四国でも4月以降に導入予定である。使用方法等については、今後オンデマンド研修として配信予定である。

[綱紀監察部]

- ・懲戒処分には至らないものの国税当局や税理士監理官から指導・注意があった会員の



会務をつなぐ

全国では駅伝シーズンたけなわである。駅伝の醍醐味はやはり、たすきリレーだろう。タイム制限でたすきを渡せず、選手が泣き崩れる箱根駅伝の場面には見入ってしまう。たすきはチームの絆と汗の象徴であり、一切れの布の存在は絶対的である。今年も箱根駅伝を眺めながら、そんなたすきの存在感にあらためて思いが巡った。

昨年6月の役員改選により走り出した各部・委員会等は、本年度の事業計画の目標達成に向けて、活発に事業活動を展開している。

その中でも、昨年11月に高松市で開催された四国税理士会税務研究所の第1回研究発表会は、年齢層が比較的若い会員が研究員の中心となり、自由闊達な2年間の研究結果を報告した。四国4県の共通テーマ「税理士目線」を起点として、研究員があらゆる角度からの研究結果を簡潔にまとめ、明確な構成を持って研究成果のたすきをつなげた発表会は、普段の会務では味わうことのできない特別な時間となった。発表会の様子は、現在研修受講管理システムでオンデマンド配信されていますので、ぜひご視聴いただきたい。

さて、会務運営に目を向けると、これからは会務を担う人材の確保と会務の本質を理解していただくことが重要であると思われるが、残念ながら支部役員への過重な事務負担や実施事業によっては、一部の会員に偏りが見られるのが現状であろう。

税理士制度を永続的に維持・発展させるためには、会務の本質を会員にしっかりと伝えるとともに、会務の源となる支部の活性化も忘れてはならない。

会務のデジタル化への対応、長年にわたる税理士会館問題、財政の安定化に向けた検討、若手会員や多様な人材が活躍できる環境整備等、これまで幾度も議論したテーマであるが、早期に解決の道筋を示し、支部・県連と四国税理士会が一枚岩となった持続可能な会務運営の実現に向けて、次世代にたすきを渡さなければならないと感じている。

会務が複雑化して透明性がない時代ではあるが、税理士の社会的信頼性を高める魅力ある「たすき」があれば、少しは力強く前に進めるかもしれない。

(専務理事 佐々木 敏雄)

報告もあった。引き続き未然防止に努めていただきたい。

- ・令和7年度の綱紀保持にかかる協議会の開催実施報告について、4月末までに提出をお願いする旨の文書をお送り予定である。

[広報部]

- ・現在日税連にて日税連会報「税理士界」の電子化を検討しており、それに伴い四国会でも今後会報の電子化に向けて検討していく。
- ・ホームページの改修について全会員向けの様式や資料等は、会員専用ページ「SHIRASAGI」から、「税理士の方へ」に移動することとし、より使い勝手のよい運用を今後も引き続き検討していく。

[情報化対策部]

- ・第六世代の税理士用電子証明書の発行について、まだ一部の会員については申請や登録が完了していないため、今後も情報提供を行い取得率向上に努めたい。
- ・1月号会報に税理士業務のDXに関するアンケートを同封している。日税連では、税理士事務所向けのAIやクラウド等のガイドラインの作成を検討しており、重ねて四国会の次回デジタルフォーラムについての意見も募集しているため、ぜひご協力をお願いしたい。

[公益業務支援部]

- ・相続、遺言、信託、成年後見制度に関する無料相談等を4県で開催した結果、相談件数は51件であった。

[中小企業対策部]

- ・日本政策金融公庫、各県商工会と連携し創業支援セミナーを7箇所開催した。総勢約120名が参加した。報告の詳細については会報に掲載予定である。

[登録調査委員会]

- ・日税連の会費値上げに伴い、登録手数料や各証明申請書の手数料等も値上げを予定しているため、正式な発表があり次第報告する。

[紛議調停委員会]

- ・今年度は現在までに2件発生している。迅速に対応し解決に努めたい。

—— 税理士の使命と倫理 ——

税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四国税理士会

正副会長会

1月13日開催

第8回常務理事会及び第4回理事会・第3回支部長会合同会議の提出議題を協議

1. 第54回日税連公開研究討論会（令和10年）

佐々木専務理事から、令和10年に四国会並びに中国会が担当となる第54回日税連公開研究討論会について、中国会との運営等に係る協議会や実行委員会構成員の検討等、現在の状況説明が行われた。

2. 第8回常務理事会の提出議題

大西専務理事から、1月20日に開催される第8回常務理事会の提出議題として、①四国税理士会税務支援細則の一部変更案②四国税理士会紛議調停細則の一部変更案③デジタルフォーラム実行特別委員会構成員の変更案④事務局パソコンの更新⑤事務局職員の採用⑥第4回理事会・第3回支部長会合同会議の提出議題—などの説明が行われた。

3. 第4回理事会・第3回支部長会合同会議の提出議題

1月20日に開催される、第4回理事会・第3回支部長会合同会議の提出議題を協議した。

4. 顧問・相談役会の運営

大西専務理事から、1月20日に開催される顧問相談役会の提出議題として、①会務の運営状況②その他諸問題—を提案することの説明が行われた。

5. 賀詞交歓会の運営

大西専務理事から、1月20日に開催する新年賀詞交歓会の、①次第②来賓案内者③会員出席予定者—などの説明が行われ、当日のスケジュール等を協議した。

6. 今後の会議等スケジュール案

井上専務理事から、今後の主な会議開催日程の説明が行われた。

7. その他当面の諸問題

①雑誌目次編集員の推薦方②令和9年度寄附講座の推薦—などについて協議した。

財務部会

1月14日開催(ウェブ)

財政の安定化に向けた検討等

1. 日税連財務部会の出席報告

宮川部長から、令和7年11月11日に開催された日税連財務部会の出席報告として、各会における災害対策積立金の積立額、目標額、目標額の根拠等の説明がなされた。

当会においては令和6年度末積立額5,000万円、目標額1億3,000万円、目標額の根拠は1年間の会費収入額となっている。

2. 財政の安定化に向けた検討

宮川部長から、財政安定化に向けた検討状況、日税連での会費値上げのスケジュール等の説明がなされた。次に、大西専務理事から税理士会館の建替え等に関する現状報告、修繕した場合と建替えた場合で会費の値上げ幅に差が出る旨の説明がなされた。続いて秋山副部長から、協同組合での検討状況、建替えとなった場合の家賃等について説明がなされた。以降協議に移り、正味財産の適正額、各県連での説明方法、協同組合・共済会の負担割合等を協議した。

3. 事務局PCの更新

事務局から、事務局PCの更新に係る相見積もり結果の報告がなされた。①機器購入はヤマダ電機②初期設定・データ移行作業はユニテックステーション③支払方法はリース契約—の条件で承認され、20日開催の常務理事会に提出することとした。

調査研究部会

12月25日開催(ウェブ)

令和9年度税制改正に関する意見書案等を検討

1. 日税連報告

市川部長から、12月5日に開催された日税連調査研究部会の出席報告として、①第52回日税連公開研究討論会②第1回税務研究所等連絡会議一などの説明が行われた。

2. 第54回(令和10年予定)公開研究討論会準備委員会の設置に向けて

市川部長から、令和10年に中国会と四国会が担当となる第54回日税連公開研究討論会に向けての準備委員会の設置のための実施要領や過去のテーマ等を確認が行われた。また、令和8年1月に中国会との公開研に関する協議会の説明も行われた。

3. 税政改正大綱

市川部長から、税制改正大綱について税制改正に関する意見書の内容に関する項目の説明が行われた。

4. 令和9年度税制改正に関する意見書

各県が担当した項目について説明が行われ、継続や削除について協議した。今回の議論を踏まえ、修正案を作成したのち、1月20日開催の理事会・支部長会合同会議での協議結果を受けて、次回の部会までに各県担当者が再度修正し、メーリングリストにUPすることとした。

5. その他

次回の部会は、意見書の最終確認のため1月30日にウェブ会議にて開催することとした。

業務対策部会

1月9日開催(ウェブ)

書面添付制度等について協議

1. 令和8年度事業計画案及び予算案

藤井部長から、令和8年度重点事業及び予算について、社労士会や他士業との連携に関する協議会については、事業計画の「税理士の業務の確保及び充実を図るため」という既存の枠組みの中で対応することとし、予算案については、会務の財政安定化に向けた検討を受け、チラシの印刷費削減等を決定した。

2. 書面添付制度

各会と国税局との協議結果を共有し、1月21日の日税連と国税庁との協議会に提出する要望事項を検討した。

3. 業務処理簿のデジタル化

会計システムによる業務処理簿の作成に関するアンケート結果等を確認し、令和9年度の税理士法改正の方向性を見ながら今後も対応を協議していくこととした。

4. オンラインツールの活用と犯罪収益移転防止法研修

藤井部長から、調査等におけるオンラインツールの活用に係るQ&Aについて、運用を開始した金沢局と福岡局の事例を収集し、今後も情報収集をしながら、四国会においてもQ&Aやガイドラインを作成していきたいとの説明が行われた。

また、犯罪収益移転防止法にかかる研修動画の収録について、現在、警察庁からの依頼に基づき、マネーロンダリング等対策強化のため、研修動画の収録と配信を研修部にて企画しており、具体的な内容については現在検討中であるとの説明が行われた。

5. その他

各県の諸問題についての協議や12月1日に日税連にて開催された社労士会との意見交換会などの報告が行われた。

◇ ◇ 日税連 会議出席報告 (12・1月) ◇ ◇

開催日	会議・行事名	主な内容	出席者
12月1日(月)	第4回広報部会	令和7年度対外広報等	石井広報部長
	第3回中小企業対策部会	令和8年度事業計画案及び予算案等	新延中小企業対策部長
2日(火)	第3回研修部会	令和8年度事業計画案及び予算案等	大石研修部長
4日(木)	第3回税務支援対策部会	事務引継事項に係る基本的対応の方向性等	多田税務支援対策部長
	第3回綱紀監察部会	令和8年度事業計画案及び予算案等	尾上綱紀監察部長
5日(金)	第4回調査研究部会	税理士会税務研究所等連絡会議の運営	市川調査研究部長
	税理士会税務研究所等連絡会議	各研究機関の活動等	酒井税務研究所長 市川調査研究部長
8日(月)	第3回制度部会	令和8年度事業計画案及び予算案等	藤本制度部長
	第3回会務制度委員会	令和8年度事業計画案及び予算案等	河内副会長、大西専務理事
9日(火)	第3回監事会	令和7年度上半期の会計及び業務の監査	河上副会長
10日(水)			
15日(月)	第3回公益業務支援部会	令和7年度「地方公共団体監査制度実務研修」等	森公益業務支援部長
	第4回総務部会	税理士職業賠償責任保険の加入勧奨	重松総務部長
	第3回業務対策部会	令和8年度事業計画案及び予算案等	藤井業務対策部長
16日(火)	第2回国際部会	令和8年度事業計画案及び予算案	松岡理事
	第1回国際税務情報研究会専門委員会	令和8年度事業計画案及び予算案	
	会務執行打合せ会(ウェブ)	正副会長会提案事項等	
17日(水)	第4回デジタル・システム委員会	令和8年度事業計画案・予算案	西岡情報化対策部長
	第9回登録調査部会	新規登録申請の調等	西村登録調査委員長
	第5回調査研究部会(ウェブ)	令和8年度事業計画案及び予算案等	市川調査研究部長
18日(木)	第3回租税教育推進部会	当部の制作物等	橋本租税教育推進部長
22日(月)	第9回登録審査会	登録申請者の登録審査等	浜崎会長
	第11回正副会長会	部・委員会等の具申等	
23日(火)	第3回理事会	報告事項等	浜崎会長、 河内・金子・岩佐副会長
1月8日(木)	第11回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
	第4回常務理事会	協議決定事項等	浜崎会長、 河内・金子副会長他
	新年賀詞交歓会	賀詞交歓会	
15日(木)	会務執行打合せ会(ウェブ)	正副会長会提案事項等	浜崎会長
16日(金)	第10回登録調査部会	新規登録申請の調査等	西村登録調査委員長
22日(木)	第10回登録審査会	登録申請者の登録審査	浜崎会長
	第12回正副会長会	部・委員会等の具申等	
23日(金)	第4回総務部常任委員会(ウェブ)	第5回総務部会の運営等	
29日(木)	全国専務理事連絡会議	日税連からの依頼・報告事項等	大西・井上・佐々木専務理事
30日(金)	国際税務情報研究会専門委員会	会長諮問への対応等	松岡理事
	国際税務情報研究会	会長の互選について/研究会の運営	

新年賀詞交歓会を開催

四国税理士会・四国税理士協同組合・四国税理士政治連盟・四国税理士共済会の4団体共催による新年賀詞交歓会が1月20日、高松市のJRホテルクレメント高松において開催された。

当日は、国税局関係、地方公共団体、関係諸団体、推薦国会議員、提携先企業などからの来賓を多数お迎えした。

交歓会は大西専務理事の司会で進められ、浜崎四国会会長（四税共会長）、大内四税協理事長、橋本四税政会長が主催者挨拶を述べた後、齋地高松国税局長、井下香川県総務部次長、加藤高松市副市長から来賓祝辞をいただいた。

引き続き、山田四国法人会連合会会長の発声で乾杯し、祝宴に移った。

交歓会では、税理士の関与先である中小企業の多くは依然として厳しい状態にあるため、関係諸団体が一致協力して情報交換を行い、今年こそ景気を上昇させ、明るく活力に満ちた日本を創り出したいとの願いを込めて、春を祝う交歓が繰り広げられた。

主催者挨拶



大内協同組合理事長



浜崎会長



橋本税政連会長



四国法人会連合会会長の発声で乾杯

来賓挨拶



齋地高松国税局長



井下香川県総務部次長



加藤高松市副市長

税理士会関係



田中中国会会長



大坪東京会副会長



尾崎名古屋会会長

高松国税局との実務者会議

令和7年12月11日 於 税理士会館

高松国税局提出議題

1. 令和7年分確定申告について

1 外部委託事業

「確定申告期における無料申告相談」及び「確定申告電話相談センターにおける電話相談等業務」については、公募の結果、本年も四国税理士会に受託していただくこととなりました。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

なお、「確定申告期における無料申告相談」の具体的な実施方法については、各税務署において各支部の皆様方及び地方税当局と協議していくこととしていますので、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

おって、「確定申告電話相談センター」については、前年と同様、高松第二国税総合庁舎において実施することとしています。

2 e-Tax を利用した申告の推進

会員の皆様方におかれましては、これまでも代理送信など、e-Tax を利用した申告の推進に御尽力いただいているところですが、引き続き、所得税、消費税（個人事業者）及び贈与税の e-Tax について積極的な御利用をお願いします。

なお、事業者から e-Tax 又は認定クラウド等のほか、eLTAX の「電子的提出一元化機能」を利用し、オンライン提出された給与所得の源泉徴収票の情報がマイナポータル連携の自動入力対象となるなど、e-Tax の利便性がより一層進んでいます。

このため、関与先源泉徴収義務者に対して、引き続き、e-Tax 又は認定クラウド等や eLTAX の「電子的提出一元化機能」を利用したオンライン提出による源泉徴収票の提出を周知いただくとともに、マイナポータル連携の利便性やマイナンバーカードを

利用したスマートフォンによる e-Tax 申告について従業員の方へ周知いただくなど、自宅等からの e-Tax の推進に向けて、御理解と御協力をお願いします。

3 税務署の申告相談体制

(1) 確定申告期間中の署外会場

署外会場については、前年と同様、徳島税務署が「アスティとくしま」（閉庁日対応を含む。）、高松税務署が「高松シンボルタワー（ホール棟1階）展示場」（閉庁日対応を含む。）、新居浜税務署が「イオンモール新居浜」に設置することとしています。

(2) 閉庁日対応の実施

本年は、3月1日（日）に県庁所在地の4税務署において、申告相談、電話相談、確定申告書の収受及び納付相談（現金収納は行わない）を行うこととしています。

なお、電話相談については、確定申告電話相談センターにおいて対応することとしています。

また、確定申告会場における閉庁日対応は、令和7年分の確定申告期をもって終了し、令和8年分以降の確定申告期においては実施しない方針です。ただし、確定申告電話相談センターにおいては、令和8年分以降も閉庁日対応を実施する予定です。

(3) 確定申告会場の開設日

当局管内の税務署の確定申告会場については、2月16日（月）から開設します。

なお、各税務署の来場者の実情等により、申告相談を行わない日などを設定する場合や、非常勤職員等の能力向上等を目的として、2月13日（金）以前に確定申告会場のプレオープンを実施する場合がありますので、御承知おきください。

4 インボイス制度に関する周知広報

前事務年度に引き続き、インボイス制度の導入以降、免税事業者からインボイス発行事業者となった者など一定の者に対する個別の周知施策を実施予定です。

令和7年11月から令和8年2月にかけて、順次、国税庁からインボイス発行事業者に対し、2割特例の適用不可、滞納の未然防止及び無申告防止を周知する3種類のダイレクトメールをインボイス発行事業者の態様に応じて一括発送する予定としていますので、御承知おきください。

5 申告書等様式の改定

令和7年分所得税の確定申告書については、特定親族特別控除の対象となる人数及び金額を記載する欄が新設されるとともに、定額減税の終了に伴い、令和6年分税額特別控除に関する欄が削除されています。

なお、新様式については、国税庁ホームページに掲載されています。



【R7申告書等様式・手引き等】

2. 相続税 e-Tax の更なる普及及び定着について

国税庁では、政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Tax の利用拡大を推進しています。

「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえて策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和6年10月21日改定・公表）においては、令和6年度の相続税申告のオンライン利用率の目標値を48%に設定しているところ、令和6年度のオンライン利用率は55.1%（高松国税局管内）となり、目標値を上回りました。これは、四国税理士会及び会員の皆様方が、相続税 e-Tax の普及に御協力いただいた結果であり、厚くお礼申し上げます。

令和7年1月以降、都市局においては令和7年度の目標値である63%を上回る高水準で

推移しており、このような中で、令和7年10月に令和8年度の相続税申告のオンライン利用率の目標値が72%と改定・公表されました。

相続税 e-Tax を更に普及し、定着していくためには、会員の皆様方が積極的に利用していただくことが重要であると考えており、国税庁では相続税 e-Tax の利便性向上策等を検討しています。

また、国税庁ホームページに、「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設し、会員の皆様方が代理送信する場合のQ&Aやイメージデータで提出可能な添付書類などについて掲載をしています。是非、御確認していただき、添付書類を含めた相続税 e-Tax の利用をお願いします。



【相続税 e-Tax 特設サイト】



【バナー】

3. 法人税申告の添付書類を含めた e-Tax (ALL e-Tax) の推進について

令和7年10月の基本計画の改定に伴い、法人税申告の財務諸表や勘定科目内訳明細書などの添付書類を含めた e-Tax (ALL e-Tax) の利用率について、利用率の現状を踏まえ新たな目標値が設定されています。

令和8年度末の ALL e-Tax 率の目標値は72%に設定されているところ、当局における令和6年度の ALL e-Tax 率は73.5%であり、目標値を上回っています。これは四国税理士会及び会員の皆様方が積極的に ALL e-Tax の推進に御協力いただいた結果であり、厚くお礼申し上げます。

納税者の利便性の向上を含めた税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを推進するためには、更なる ALL e-Tax の推進が重要であり、引き続き、ALL e-Tax の推進に向けた利用勧奨を実施することとしていますので、御理解と御協力をお願いします。

4. キャッシュレス納付等の利用拡大について

1 キャッシュレス納付

当局においては、納税者が納税しやすい環境整備を行うとともに事務処理の効率化を図り、現金管理等に伴う社会全体のコストの縮減及び事業者における業務のデジタル化等の観点から、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

キャッシュレス納付割合については、令和7年10月にオンライン利用率引上げに係る基本計画が改定され、令和8年度末までに全税目で54%、源泉所得税で36%とする新たな目標値が設定されました。

当局のキャッシュレス納付割合は、全税目・源泉所得税ともに全国と比べると低調な状況であり、目標達成に向けて、納付機会が多い源泉所得税を重点的に利用勧奨に取り組むこととしていますので、四国税理士会の皆様方におかれましては、関与先への働きかけや周知に御理解・御協力をお願いします。

なお、源泉所得税のキャッシュレス納付の利用勧奨をより効果的に実施していくため、高松国税局で「キャッシュレス納付体験コーナー」の操作画面を紹介した「使ってみよう！キャッシュレス納付体験コーナー」動画(令和7年10月)を作成しました。関与先への働きかけや税理士事務所の事務員が参加する研修会等など、様々な場面で当動画を活用していただくようお願いします。

また、皆様方御自身についても、ダイレクト納付等のキャッシュレス納付の利用を検討していただくとともに、ダイレクト納付の利用に前向きな関与先に対しては、「ダイレクト納付利用届出書」を提出して利用開始するよう積極的に働きかけを行っていただくなど、利用勧奨への御協力をお願いします。

そのほか、キャッシュレス納付には、インターネットバンキングによる納付、個人納税者用の振替納税、クレジットカード納付、スマホアプリ納付がありますので、ダイレクト納付に限らず、関与先の利用環境に合わせた納付手段を勧めていただくようお願いします。

(主な取組状況)

- ・地方銀行(一部信用金庫を含む。)と連携し、金融機関の窓口業務・渉外担当の行員に対する研修会を実施(一部地方団体も参加)
- ・日本銀行支店長と国税局長との意見交換会を実施
- ・法人会主催の年末調整説明会で会員企業の経理担当者、税理士事務所の事務員などの実務担当者向けのキャッシュレス納付の研修を実施
- ・ゆうちょ銀行と連携し、窓口・渉外担当による利用勧奨について協力依頼



【YouTube 動画】
(e-Tax PC 版)



【YouTube 動画】
(e-Tax スマホ版)



【源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー】

2 納付書の使用

当局と金融機関との意見交換において、国税の納付書について独自のシステムで作成された規定サイズと異なるサイズやパソコンで印刷された納付書(非正規帳票)の持ち込みがみられるとの意見がありました。

これらの納付書(非正規帳票)が持ち込まれた場合、金融機関では、OCR処理が行えず、事務処理が非効率となっています。

また、国税庁ホームページにおいて、既存の納付書をコピーしたものや、会計ソフトで作成し市販の用紙で印刷したものなどは、機械処理による情報の読み取りが正しく行えず、納付事実の確認に時間を要するなど、ご不便をお掛けする可能性があることの注意喚起を掲載しております。

このため、可能な限りキャッシュレス納付をご利用いただくか、納付書を使用する際には、必ず税務署で用意した所定の納付書をご使用いただきますようお願いいたします。

3 電子納税証明書

納税証明書のオンライン請求・受取の利

用拡大については、納税者の利便性向上と事務処理の効率化等につながることから、PDF形式の電子納税証明書の積極的な利用勧奨のほか、税務署窓口において来署者に対し、オンライン請求を体験してもらうなど、次回以降の自宅等からのオンライン請求につなげるよう取り組んでいます。

特に、PDF形式の電子納税証明書は、スマホ、タブレットやパソコンから、e-Taxを使って簡単に請求できるほか、

- ① 税務署まで受取に出向く必要がない
- ② 期間内であれば何度でも印刷して使用可能である
- ③ 提出先がデータ受取可能であればデータにより提出できる

などの様々なメリットがあります。

皆様方におかれましても、関与先に対して積極的にこれらのメリットを御紹介いただくようお願いします。

5. 滞納の未然防止について

当局においては、適正・公平な賦課及び徴収の実現を図るため、期限内納付等に関する周知・広報、納期限前後や調査時の納付指導などにより、滞納の未然防止に積極的に取り組んでいるところです。

皆様方におかれましては、個人の関与先から確定申告に関する相談を受けた場合には、引き続き、期限内納付の指導を行っていただくようお願いします。

なお、個人の振替納税の利用は、銀行や税務署の窓口に出向くことなく預貯金口座から自動で引き落とされ、納付手続の失念を防止できることから、振替納税を利用していない関与先、特に消費税の新規課税事業者に対して、確実に利用勧奨を実施していただくようお願いします。

振替納税を利用するためには、振替依頼書の提出が必要ですが、パソコンやスマートフォンからオンラインで簡単に提出できますので周知をお願いします。

令和7年分の振替納付日は、次のとおりですので、振替納税を利用される関与先に、振替日の周知と振替口座の預貯金残高の確認について御指導をお願いします。

税目	振替日	納期限
所得税及び復興特別所得税	令和8年 4月23日(木)	令和8年 3月16日(月)
消費税及び地方消費税	令和8年 4月30日(木)	令和8年 3月31日(火)

また、消費税の課税事業者に対しては、「予納ダイレクト」を利用すれば、課税期間中にあらかじめ毎月の納付日や納付金額を登録して一定額を予納することが可能であり、期限内納付に向けて御都合・御事情に応じて計画的に納税資金を積み立てることができまので、積極的な利用勧奨をお願いします。

おって、関与先から、期限内納付が困難である旨の申し出があった場合には、納税緩和制度に関して周知していただくほか、具体的な納付計画を検討した上で早期に署徴収部門(担当)へ相談するよう御指導をお願いします。



【国税の納付にはダイレクト納付がおすすめです】



《周知（依頼）事項》

1. 内部事務のセンター化及び確定申告期における申告書等の提出について

当局では、国税局の組織として業務センター室を設置し、複数の税務署（対象署）における内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

「内部事務のセンター化」により、これまで税務署で管理運営部門、個人課税部門など、「事務系統」といわれる区分ごとに内部事務を実施しておりましたが、業務センター室では、事務系統ごとではなく、機能が類似している内部事務ごとにグルーピングし、機能別の事務処理体制が整備されています。

なお、「内部事務のセンター化」の対象となっている税務署へ申告書や申請書等を提出する場合は、e-Tax（データ）により所轄税務署へ送信いただきますようお願いいたします。

また、書面により提出する場合は、業務センター室へ直接申告書や申請書を持ち込むことはできませんので、高松国税局業務センター又は松山分室若しくは高知分室へ郵送により送付いただくか、所轄税務署の窓口や時間外収受箱へ提出いただくようお願いいたします。

これら取扱いについては、令和7年分確定申告期においても同様となりますので、御協力をお願いします。

おって、税務署や業務センター室からの照会等について、関与先等から相談を受けた場合等には、適切に関与先等へ御指導いただくなど、業務センター室の運営に御理解と御協力をお願いします。

2. 調査等におけるオンラインツールの利用について

国税庁においては、令和7年9月からデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるGSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入することとしており、既に導入されています金沢国税局・福岡国税局以外の国税局においては、令和8年3月から6月までの間に導入される予定です。

GSS導入後においては、税務調査等を実施する際、税務署及び国税局の担当者と利用者双方の合意の下で、必要に応じてオンラインツール（インターネットメール、Web会議システム（Microsoft Teams）又はオンラインストレージサービス（PrimeDrive））を利用することとしています。

GSS導入後のオンラインツールの利用手順等については、国税庁のホームページに掲載しています。



【税務行政におけるオンラインツールの利用について】

3. 税務署への提出を要する法定調書関係用紙の送付の取りやめについて

年末調整関係書類に同封しています、税務署への提出を要する法定調書関係用紙については、令和8年分から送付を取り止めることとなりました。

行政のデジタル化推進のため、法定調書等の提出についても、引き続きe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

なお、法定調書関係用紙が必要な場合は、



税 理 士 証 票 の 提 示
会 員 章 の 着 用
を 励 行 し ま し ょ う

国税庁ホームページからのダウンロードが可能となっています。



【法定調書関係用紙】

4. 源泉所得税が未納となっている源泉徴収義務者に対する早期納付の指導等について

会員の皆様方には、日頃から関与先に対する期限内納付の周知をしていただいているほか、関与先の経理状況等を確認する過程で源泉所得税の納付遅延を把握した場合に、早期納付の指導をしていただいているところです。

年末調整の時期を迎え、改めて関与先に対し、源泉所得税の期限内納付及び納付遅延者に対する早期納付の指導を引き続きよろしくお願いします。

また、当局においては、納税者の利便性の向上等を図り、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、源泉所得税の納付においても、e-Taxを利用したダイレクト納付について、皆様方御自身や関与先への利用勧奨に御協力をお願いします。

特に、毎月納付の源泉徴収義務者などについては、利用頻度が高く、利用メリットも大きくなることを見込まれますので、e-Taxを利用したダイレクト納付の積極的な利用をお願いします。



【専用ページ】

5. 令和7年分の年末調整における留意事項について

会員の皆様方には、所得税の基礎控除の見直し等について、令和7年12月からの制度の円滑な実施のため、周知・広報などに御協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

令和7年分の年末調整においては、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいまいか従業員に確認するほか、改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算を行う必要があります。

令和7年12月に行う年末調整に当たっては、関与先に対して「令和7年分 年末調整のしかた」の「I 昨年と比べて変わった点(基礎控除の見直し等)」を中心に周知・指導をしていただくなど、年末調整事務の適切な履行に御協力をお願いします。



【専用ページ】

6. インボイス制度に関する周知等について

1 2割特例を適用できない課税期間及び簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

インボイス制度における小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例）については、基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間などは適用を受けることができません。

なお、2割特例の適用を受けた者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を当該翌課税期間の末日までに提出することで、当該課税期間の申告において簡易課税制度の適用を受けることが可能となります。

例えば、令和6年分の消費税申告で2割特例の適用を受けた個人事業者が、令和7年分の申告で簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和7年12月末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要となります。

2 適格請求書発行事業者の登録が失効した方の消費税の申告義務及び簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

免税事業者の方が登録に関する経過措置の適用により適格請求書発行事業者の登録

を受けた場合、原則として、登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、適格請求書発行事業者の登録が失効したとしても、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

なお、適格請求書発行事業者の登録が失効した後の課税期間における消費税の申告においては、2割特例の適用を受けることはできません。

また、2割特例の適用を受けた者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合の取扱いは、先程の項目1と同様です。

7. e-Tax による還付申告の処理期間について

国税庁では、自宅等から e-Tax で提出された還付申告（来署及び地方データ引継ぎによる申告等を除く。）の処理期間を3週間程度に短縮すること（以下「インセンティブ措置」という。）としています。

なお、次のいずれかに該当する場合は、インセンティブ措置の対象となりませんのでご注意ください。

- ① 自宅等から e-Tax で提出された申告書のほかに、書面による別送書類の提出がある場合
- ② 訂正申告など、同一人について複数回の申告がある場合

- ③ 添付書類不備など、納税者側の事情により早期の還付処理が困難な場合
 おって、令和8年1月に国税庁ホームページ「確定申告期に多いお問合せ事項 Q & A」に掲載する予定としています。



ペイジー
ay-easy

確定申告

国税ダイレクト納付は「e-Tax」※
 地方税ダイレクト納付は「eLTAX」
 で電子申告・納付ができます。

※令和6年4月から e-Tax で自動ダイレクトが開始！

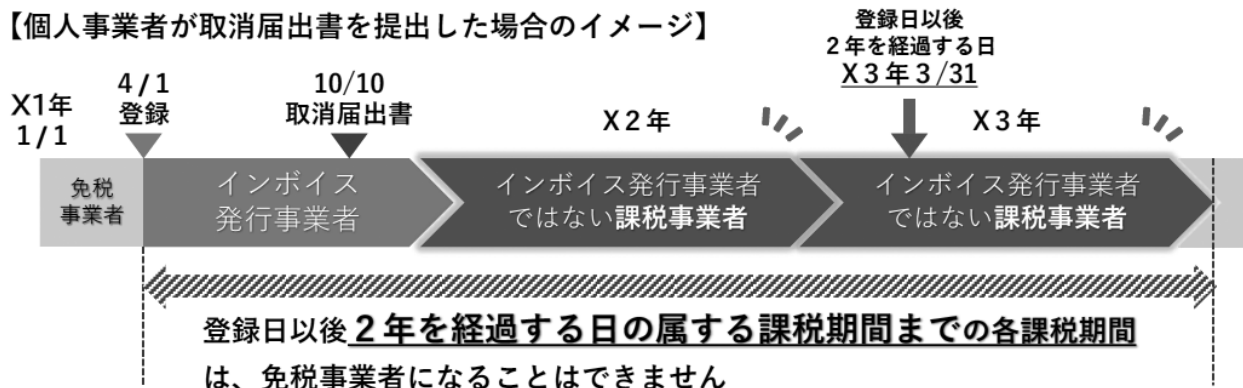
インターネットバンキングや ATMからもご利用いただけます。

ペイジーの詳細はこちら！

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会
日本マルチペイメントネットワーク運営機構



【個人事業者が取消届出書を提出した場合のイメージ】



税理士会提案事項

1. 税務支援に関する事項

(1) 高松国税局の発表によると、自宅から e-Tax で申告する者の増加により、令和6年分の確定申告では、確定申告会場において申告した者は83,214人で、令和2年分の117,430人に比べて34,216人（約30%）減少している。これらのことを理由としてか、令和7年度の高松国税局受託事業である確定申告期における無料申告相談の予定延べ従事人員は、80人日減少したところである。

来年度も引き続き、無料申告相談の従事人員については、支部の会員数や前年の実施状況等を踏まえ、税務署と支部で十分に協議の上、決定していただきたい。

【国税局からの回答】

令和7年分の確定申告における無料申告相談の従事人員については、税務署及び税理士会支部とで真に必要な従事日数について協議した結果と承知しています。

なお、税務署の確定申告会場への来場者数は年々減少傾向にあるものの、無料申告相談には、地方団体会場により実施する署もあることから、地方団体会場への来場者数の状況に応じて、また地方団体からの無料申告相談への従事日数の要望も踏まえたところでの従事日数の協議を行っていくこととなります。

無料申告相談の従事人員については、来年度も引き続き、四国税理士会各支部の会員数や前年の実績等を踏まえ、税務署と四国税理士会各支部で十分に協議の上、無料申告相談全体として適切な相談効率が確保できるよう効果的・効率的な実施計画を検討してまいりたいと考えていますので、御理解と御協力をお願いします。

(2) 近年、税制の複雑化に伴い相談内容が多様化し、業務量が増加していることを背景に、従事税理士の税務支援に対する負担感が増大している。令和6年度及び令和7年度においては、高松国税局受託事業に係る報酬単価は上昇したが、従事税理士の負担の増大に加え、昨今の物価高騰及び賃金上昇の観点からは十分とは言えない。

については、これらのことを踏まえ、報酬単価を更に増額するとともに、公募に付す予定金額についても見直しを行っていただきたい。

【国税局からの回答】

報酬単価については、これまで経済情勢の変化に合わせて変更してきたところであり、業務量にかかわらず、限られた予算の範囲内で決定しています。

このような中で、今年度は昨年度に引き続き報酬単価を増額したところであり、今後も他の国税局とのバランスも鑑みながら、国税庁とともに適切に検討していきたいと考えています。

2. 税務調査に関する事項

(1) 税務職員が、税務調査時に納税者や税理士に対して、適切でない態度や言葉遣いをするのが見受けられるが、職員に対して指導等を行っていますか。

また、納税者サービスPT、納税者支援調整官等と税理士や納税者の関りはどうなっているのか、相談窓口として利用できるのかどうかについて説明していただきたい。

【国税局からの回答】

税務調査については、調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等を定めた事務運営

指針等に基づき、従来から納税者の理解と協力を得て行うこととしており、応接に当たっては、納税者等の置かれた状況や心情等に十分に配慮し、丁寧に対応するよう指導しているところです。

税務調査において、お気付きの点等ございましたら、担当統括官等へお申し出願います。なお、納税者サービスPTは、納税者サービスの再整理を推進する組織体として、納税者を支援する非対面の相談ツールと署の窓口事務を一括して担当する国税局の課室です。

また、納税者支援調整官は、納税者等からの苦情等について、その処理責任者が不明である場合などの苦情等の窓口となります。

(2) 無予告調査の実施に当たって調査の宣言等を納税者に行う際には、その調査の通知・説明については、調査対象者だけでなく、代理権限証書を提出している税理士にも併せて行っていただきたい。

【国税局からの回答】

事前通知を行わずに実地の調査を行う場合については、運用上、調査の対象となる納税義務者に対し、調査の対象となる税目・課税期間や調査の目的などについては、臨場後速やかに通知することとしております。その際、税務代理人がある場合には、当該税務代理人に対しても臨場後速やかに通知をすることとしているところです。

今後とも、法令に定められた調査手続を遵守し、適正・公平な課税の実現に努めてまいりますので、引き続き、御協力いただきますようお願いいたします。

(3) 納税者（A署）と関与税理士（B署）の税務署管轄が異なる事案で、A署の職員が関与税理士に事前通知をする際に、関与税理士の所属する支部の行事も確認して欲しい。

【国税局からの回答】

税務調査の日程については、個々の事案により判断することになりますが、四国税理士会における研修・会議等に係る配慮を含め、税理士の皆様方や納税者と十分に協議しながら決定するよう指導しているところです。

なお、四国税理士会の会議開催計画等については、調査担当職員を含む職員に対して周知を行っているところであり、引き続き、周知を徹底してまいります。

調査日程等に不都合がある場合は、調査担当者に申し出ていただき、十分に打合せをして日程を調整していただきたいと思います。

(4) 2月16日までに着手した事案について、確定申告期間の真っ只中（3/9）に書類の検討等の対応を求められたが、繁忙期なので配慮していただきたい。

【国税局からの回答】

税務調査の日程等については、個々の事案により判断することになりますが、税理士の皆様方や納税者と十分に協議しながら決定するよう指導しているところです。

調査日程等に不都合がある場合は、調査担当者に申し出ていただき、十分に打合せをして日程を調整していただきたいと思います。

3. 電子申告・キャッシュレス納付に関する事項

(1) 法人の電子申告について、国税（e-Tax）・地方税（eLTAX）の一元化予定はありますか。

また、キャッシュレス納付について、源泉所得税と住民税を同時にキャッシュレス納付ができる予定はありますか。

【国税局からの回答】

現在国税（e-Tax）及び地方税（eLTAX）、源泉所得税と住民税の一元化・一本化に関する具体的な予定はございません。

なお、国税庁からは、「関係府省等と連携しながら税務手続が簡便なものとなるよう検討をしまいたい」と聞いています。

- (2) 確定申告時期に所得税及び消費税の納税については振替納税を利用することができるが、贈与税については利用することができない。贈与税についても振替納税ができるようにしていただきたい。

【国税局からの回答】

御要望の内容については、当局のみで対応できるものではありませんので、提案いただいた御意見については、国税庁へ伝えたいと考えています。

なお、贈与税については、ダイレクト納付、インターネットバンキング等のキャッシュレス納付を利用いただくよう御理解と御協力をお願いします。

- (3) ① ダイレクト納付の開始届をペーパーレス化していただきたい。
② ダイレクト納付の履歴参照のページを追加していただきたい。

【国税局からの回答】

御要望の内容については、当局のみで対応できるものではありませんので、提案いただいた御意見については、国税庁へ伝えたいと考えています。

なお、法人に係るダイレクト納付利用届出書のオンライン提出について、国税庁からは、「大半の金融機関では未対応であり、別途、登記事項証明書や印鑑証明書等が必要な状況であることから、各金融機関の対応状況等を踏まえながら検討していきたい。」と聞いています。

- (4) e-Tax の利用時間について、月末の休日にメンテナンスによる利用停止が見受けられる。月末にメンテナンスによる利用停止が設けられると、税理士の申告業務に影響を与えるため、その設定に配慮していただきたい。

なお、メンテナンス実施の日時の決定方法を説明していただきたい。

また、eLTAX においては、e-Tax と比して土日の利用停止時間がはるかに多いため、高松国税局から働きかけをしていただきたい。

【国税局からの回答】

e-Tax のメンテナンス日については、税制改正に伴うシステム改修（帳票のリリースなど）やサーバーのメンテナンスなどを行うために設けているものであり、申告書等の提出が多くなる月末を可能な限り避けるよう決めていますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

なお、e-Tax・eLTAX の利用停止時間については、当局のみで対応できるものではありませんので、可能な限り双方のシステムが利用可能となるよう、国税庁へ伝えたいと考えています。

- (5) ダイレクト納付について、預金残高が足りなかったために期限後納付となり延滞税が発生し、税理士にクレーム事例があった。普及させるためには緩和処置を検討していただきたい。

【国税局からの回答】

ダイレクト納付について、①納付期限までの期日を指定して納付する場合は、指定された期日の朝に引き落としが行われます。②自動ダイレクト納付の場合には、法定納期限当日の朝に引き落としが行われます。

そのため、引き落とし日の前日までに、事前に届出をした預貯金口座の預金残高を確認するよう、関与先に対し説明をお願いします。

なお、納期限当日に申告等データを送信した場合は、納付日を指定して納付することはできませんので、即時納付又は自動ダイレクト納付を御利用いただくようお願いします。

おって、ダイレクト納付を普及させるための緩和処理については、当局のみで対応できるものではありませんので、提案いただいた御意見を国税庁へ伝えたいと考えています。

(6) ダイレクト納付について、自動ダイレクトになってミスが少なくなったが、納税者の納付に関する事なので責任が重いと感ずるので、システムエラーや金融機関のトラブルの場合には救済措置はありますか。

【国税局からの回答】

提案事項のような事例が生じた場合、状況等に応じて個別に延滞税等の取扱いを検討する必要があることから、担当部署までお問い合わせください。

(7) 農協・漁協もダイレクト納付可能にしていきたい。

【国税局からの回答】

御要望の内容については、当局のみで対応できるものではありませんので、提案いただいた御意見については、国税庁へ伝えたいと考えています。

なお、国税庁からは、「ダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大は、納税者の利便性向上に資するとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減させるのみならず滞納の未然防止の観点から、農業協同組合及びネット銀行等の未対応の金融機関に対して、引き続き働きかけを行っていきたい。」と聞いています。

また、農業協同組合及び漁業協同組合については、インターネットバンキング（pay-easy（ペイジー）対応）により、キャッシュレス納付を利用することができますので、関与先に紹介していただくなど御理解と御協力をお願い

いたします。

(8) 毎年、消費税を分納している赤字法人について、ダイレクト納付の勧奨があったが、納税者側の資金繰りに直接影響するため、勧奨先としては適当ではない。個別の納税者の勧奨を行うのであれば、事前にこれまでの納付状況等を確認するなど、勧奨先として適当か検討した上で実施していただきたい。

【国税局からの回答】

当局においては、猶予制度を利用して分割納付を行うことになった方に対しても、納付相談時に「ダイレクト納付による分割納付」や「ダイレクト納付による予納」の利用勧奨を実施しています。

ダイレクト納付を利用すれば、税務署や金融機関の窓口に出向くことなく毎月の納付を行うことができるなどのメリットがありますので、勧奨への御理解及び御協力をお願いします。

なお、関与先から、期限内納付が困難である旨の申し出があった場合には、納税緩和制度に関して周知していただくほか、具体的な納付計画を検討した上で早期に署徴収部門（担当）へ相談するよう御指導をお願いします。

4. インボイス制度・電子帳簿保存法に関する事項

- (1) インボイス制度は、実務において以前に増して請求書等の内容確認に時間を要するようになったと負担に感じている。2割特例の期間延長を希望する。
- (2) インボイス制度公表サイトで、個人の氏名からインボイス登録番号を検索できるようにしていただきたい。

【国税局からの回答】

(1)は税制改正に関する事項であり、当局限

りでは対応が困難であることから、ご要望については、当局から国税庁へ伝えていきたいと考えています。

また、(2)のインボイス制度公表サイトは国税庁が運営しているものであり、当局限りでは対応が困難であることから、ご要望については、当局から国税庁へ伝えていきたいと考えています。

5. その他税務行政全般に関する事項

- (1) 消費税の還付を受けるとき、提出すべき書類は、消費税の申告書以外では「消費税の還付申告に関する明細書」のみである。

しかし、大多数の場合、税務署から追加の提出依頼がくる。その対応事務量が最近多くなり、苦慮している。

還付申告する類型はある程度決まっていると考えられることから、申告書を提出する際に一緒に提出すべき書類をあらかじめ示していただいたほうが、双方の事務量の削減につながるのではないかと考える。

今後、消費税還付申告をする際に提出すべき書類の例示を示していただけるよう検討をお願いしたい。

【国税局からの回答】

消費税は、主要な税目の一つであり、預り金的性格を有するため、国民の関心が極めて高く、一層の適正な執行が求められています。

特に、消費税に関しては、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースも見受けられるため、還付原因となる事実関係について十分な審査を行うとともに、必要に応じて、調査及び行政指導を実施し、不正還付防止に努めております。

審査等に必要な書類については、法令上、申告書の添付書類とされておらず、必要な場合は、別途、提出をお願いすることとなりますので、引き続き、ご理解ご協力をお願いします。

なお、ご要望のあったことについては、当局から国税庁へ伝えていきたいと考えています。

- (2) 換価の猶予申請等の作成など滞納事務については、税理士に求めることなく、徴収職員が納税者と十分な協議の上、作成・指導を行っていただきたい。

【国税局からの回答】

税務代理の範囲については、「分納、納税の猶予等に関し税務官公署に対してする陳述につき、代理することを含むものとする。」とされており、税理士の皆様の関与状況により、税理士の皆様に換価の猶予申請等の作成をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- (3) 年末調整事務について、納期の特例とあわせて1月20日にしていただきたい。

【国税局からの回答】

税制改正に関する事項であり、当局限りでは対応が困難であることから、ご要望については、当局から国税庁へ伝えていきたいと考えています。

- (4) 納税証明書の取得を税理士が代行できるようにしていただきたい。

【国税局からの回答】

御要望の内容については、当局のみで対応できるものではありませんので、提案いただいた御意見については、国税庁へ伝えたいと考えています。

(5) 年末調整のしかたのパンフレットを複数部いただけないかお願いしたところ、配布数量が少ないので2部しか渡せないとのことであったが、何とかならないでしょうか。

【国税局からの回答】

「年末調整のしかた」を含めた各種パンフレット等につきましては、行政コスト抑制、ペーパーレス化等の観点から、年々、国税庁において印刷数量を削減しているところです。

四国税理士会の皆様方におかれましては、国税庁HPに掲載している「年末調整のしかた」のパンフレットを活用いただくよう御理解、御協力をお願いします。



協 同 組 合 情 報

全税共第40回記念全国統一キャンペーン終わる

昨年の9月～11月度に実施した全税共の全国統一キャンペーンは、下記の実績を挙げ終了しました。

ご協力いただきました組合員の皆様並びに全税共提携生命保険会社の方々に厚くお礼申し上げます。

本年も全税共事業になお一層のご支援ご協力をお願いいたします。

全税共第40回記念全国統一キャンペーン実績表

VIP大型総合保障制度								
区分 県別	件数 件	保険料 円	受 賞 者					
			会	理	金	銀	銅	計
香川県	132	4,515,019	1	2	1	2	17	23
愛媛県	248	6,936,942	1		4	8	42	55
徳島県	198.5	7,953,712	1		1	4	25	31
高知県	164	4,671,577			2	2	47	51
計	742.5	24,077,250	3	2	8	16	131	160

(注) 会－全税共会長賞 理－理事長賞

部・委員会だより**中間事業報告と公開研究討論会参加のお願い****調査研究部**

調査研究部では、以下の4つの具体的施策を行っています。

- ① 令和9年度税制改正に関する意見書の取りまとめ
- ② 税務調査のアンケート結果の報告
- ③ 香川大学大学院での講義
- ④ 税務研究所と連携して公開研究討論会の準備

各单位会意見書をまとめた日税連建議書、日税政要望書により令和8年度与党税制改正大綱・閣議決定では178万円のいわゆる年収の壁の引上げ、消費税インボイス制度のいわゆる3割特例（個人事業者に2年に限り講ずる）、7割控除（しちごさんと順次縮減終了する）の軽減負担措置の延長、少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ（現行30万円未満から40万円未満）、固定資産税の償却資産の免税点の引上げ（現行150万円から180万円）など建議が通っています。政局は風雲急を告げていますが、引き続き令和9年度税制改正に向けて、意見書を取りまとめています。意見書のはじめに等前段の文書・総論といたしましては、税務研究所の研究の成果をできる限り採り入れるようにしました。香川県の簡易課税届け出制損害賠償事例の消費税をはじめとする事務負担軽減・簡索性の問題提起、愛媛県の事業者のデジタル化推進をはじめとする申告納税制度を担う建議権の重要性、徳島県の法人課税・租税特別措置の見直し公平性の問題、高知県の多様性の問題ひいては持続可能性を総論に入れるようにしました。また、デジタル化を基調として、行政指導、広報、相談、納税者サービスに重きを置く手法であるソフトアプローチを新たに意見書に入れています。そして、会員意見も採り入れ、時代に適合した意見書案を作成しています。後日会報で周知します。

税務調査のアンケートでは、令和7年12月号及び令和8年1月号の会報に載りましたが、会員の生の意見を当局に届くよう文意はそのままにしております。税務調査の現場で何が起きているか、生ける法を知ることは大切です。また、令和7年11月に定例懇談会でアンケート結果を直接当局に発表しています。税務調査数は縮減しておりますが、高松国税局の報道発表ではAIによる調査対象の選定により追徴税額が増加しているそうです。アンケートの回答率が44.2%です。会員の高い関心を得るよう努力し、税務調査の適正手続、申告納税の適正申告になるよう会員の声、統計値を当局に届けます。来年度はアンケートのさらなる回答をお願いします。

香川大学大学院の講義は無事終了しました。オリエンテーションを含め述べ15回の講義を実施致しました。青木丈香川大学教授の下、講師には、当会会員に協力して頂いております。教材には租税法演習ノートを用い、大学院生がレジュメを作成し、それを下に講師が指導するという講義スタイルです。学術と実務の架け橋となる講義です。講師として参加下さいました会員には感謝申し上げます。来年度もお願いしたいと思っています。

四国会と中国会が当番会となる第54回公開研究討論会が令和10年10月と迫っております。開催地は広島市です。

令和8年1月に広島で中国会と協議がありました。公共施設を会場に使うことが候補地の一つに提案されています。

公開研究討論会の研究員の募集が始まります。税務研究所の研究員募集と相まっています。論文作成や、当日の発表、プレゼンテーションの準備など苦しいことも多々ありますが、それを乗り越え、友達もでき、思い出になると思います。

討論会でありますので、意見の討論を通じて、新たな提言が出来れば良いと思います。

税務研究所と連携し、公開研究討論会の研究の成果が、新たな税制、税務行政の進歩発展、我々税理士の業務改善・資質向上に資することを願っております。研究の成果を意見書に採り入れ関係各所に建議するつもりです。若い会員の積極的な参加をお願いします。

なお、今年の公開研は、以下の通りで、近畿会よりアンケート協力依頼が届いています。アンケートのご協力をお願いします。

第52回日税連公開研究討論会 令和8年10月16日（金）正午～午後6時（予定）

会場 ANAクラウンプラザホテル神戸10F「ザ・ボールルーム」

討論テーマ

1. 「税理士目線で考える節税と租税回避（仮）」（近畿税理士会）
2. 「税理士制度の持続可能性と地域創生～未来への提言～（仮）」（北陸税理士会）

第52回日税連公開研究討論会 租税回避アンケート 近畿会

<https://x.gd/uAG4Z>

QRコードをスキャンしてご回答ください。回答期限 令和8年3月31日



税理士業界の皆様だけがご加入できる

信頼と安心の年金基金

5人以上の従業員を雇用している土業の個人事務所は社会保険への加入が必要となっています

2025年4月に
制度の変更を
行いました

一時金の支給要件を1ヶ月に短縮

年金掛金率を事業所毎に1.2%・3.0%・5.0%から選択可能

ふやしめの
「ふーちゃん」

ご加入いただける方 厚生年金に加入している税理士事務所、税理士法人、その他法人(株式会社、合同会社等)がご加入いただけます。

1

掛金は
全額損金算入
できます

2

採用力の強化や
離職の防止にも
貢献

3

退職金の
社外積立に
利用できます

4

積立額は
元本割れ
しません

5

70歳まで
加入
できます

日本税理士企業年金基金

<https://www.nenkin-kikin.jp/zeikikin/>
税理士基金 Q

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
 TEL. 03-5740-0851(代) / FAX. 03-5740-0853
 Mail: contact@zeikikin.or.jp

制度の詳細、資料請求はこちらから

高等学校等における有識者による税理士制度PR講演

広報部長 石井 晶子



1月19日（月）、高知市において「高等学校等における有識者による税理士制度PR講演」が土佐女子高校と追手前高校にて開催された。日税連が2024年から全国各地の学校で行っており、四国会では初めて高知で開催となった。日税連から神津信一名誉会長、前政府税制調査会会長の中里実東京大学名誉教授をお招きして行われた。

当日はかなりのタイトスケジュールとなっていたため、神津名誉会長と中里名誉教授は前日から高知入りいただき、高知県連の役員により歓迎会が行われた。

19日は午前中、土佐女子高校の公民の授業を活用して1年生約30名を対象に、中里名誉教授が職業選択の大切さを、浜崎会長が税金に関する基礎知識を、神津名誉会長が税理士の大切さを、女子高であったため川田史衣会員が女性税理士としての在り方をリレー方式で講演を行った。



そのあと、高知新聞社にて取材に応じ、お昼からザ クラウンパレス新阪急高知にて会員向けに「税制改正に至った経緯と今後の指針」の講演が実施された。神津名誉会長がインボイスの改正等についてご尽力した関係から税制改正の裏話などを交えてお話しいただいた。

休憩する間もなく移動して、追手前高校にて2年生約100名を対象に、こちらも土佐女子高校と同様リレー方式で中里名誉教授、浜崎会長、神津名誉会長、追手前高校の卒業生である佐々木一成会員が税理士の職業選択についての講演を行った。

それぞれの高校で最後に質疑応答の時間を設けたが、活発な質問が挙がり大いに盛り上がった。税理士という職業を全く知らないという生徒も多かったが少なからず興味を持ってもらえたと感じる一日であった。



学生からの感想

- ・今まで税についての講義を受けたことがなかったため、良い機会になった。
- ・税を払うことは大切。豊かさの定義が分かった。
- ・講義を受けて税理士の魅力を知ることができた。この職業について詳しく知る機会がなかったので、自分の将来像が1つ広がった感覚があって聞いていて楽しかった。
- ・税理士試験を受けてみたいと思った。
- ・税理士は人に感謝されるやりがいのある仕事であり、自由度も高い職業であることを知った。
- ・税理士は決まったルーティーンで働いていると思っていたので、人によって全然違うことを知った。
- ・税金の負担を減らすことにフォーカスをおくのではなく、税を引いた時の利益が大きくなるように努力することが大切だと分かった。
- ・税というものについて、そもそも知識がほとんどない状態で講演を聞いたが、制度や税理士という職について講師の方々の陽気な話しぶりも相まってすごく興味を持った。
- ・男性が多いイメージがあり、あまり関わりがないと思っていたが、女性も働きやすい環境が整ってきていることを知って、良いと思った。



1月20日付 高知新聞 朝刊

業務対策部ニュース

第27回書面添付制度に関する協議会の開催について

業務対策部副部長 植田 勝



1. 開催概要

第27回書面添付制度に関する協議会が、令和7年12月12日、税理士会館3階において開催されました。

高松国税局からは、税理士監理官、各事務系統の課長補佐をお招きし、四国税理会からは、金子副会長、井上専務理事、藤井業務対策部長、各県の業務対策部委員が出席しました。

本協議会は、書面添付制度の現状認識と将来に向けた基本方針を共有し、本協議会が制度の発展に寄与することを目的としています。

2. 開会のあいさつ

四国会「書面添付制度が単なる税務調査の代替手段に留まらず、その役割が時代と共に変化して、特に金融機関をはじめとする外部環境からの要請が高まり、添付書面が持つ信頼性や情報価値が多角的に評価されるようになりました。制度の持つ多様な可能性を探求し、より価値の高いものへと発展させるための議論をお願いします。」

国税局「制度が平成13年に開始されて以来、約25年経ちました、当初の「普及拡大」の段階を経て、現在は「内容の充実」という新たなステージに進んでおり、本制度は、税理士の皆様にとっては専門家としての見解を示す権利を行使する場であり、国税局にとっては業務の効率化を図る手段となっています。双方にとって利益のある制度であると考えています。」

3. 現状報告

国税局から、書面添付制度の利用状況に関する現状が報告されました。これらのデータは、制度の現在地を正確に把握し、今後の議論の方向性を定めるための基礎となるものであります。

3-1. 法人課税における利用状況

- ・ 書面添付件数：6,074件、前年比60件増、着実な増加傾向が見られます。
- ・ 書面添付割合：7.8%、前年比0.1ポイント増で、制度の利用が緩やかに浸透していることを示唆しているようです。
- ・ 全国比較：全国の添付割合は10.2%であり、高松国税局管内は全国12局中10番目の水準で、全国平均との乖離は今後の課題であります。
- ・ 意見聴取割合：2.3%で、前年比0.1ポイント向上しております。
- ・ 意見聴取後の調査省略割合：55.5%に達しており、この数値は、意見聴取が実質的な調査の代替機能を果たし、税理士と国税局双方の業務効率化に直接貢献していることを強く裏付けるものであります。

国税局側からは、特に前期と比較して増減が大きかった勘定科目について、その具体的な理由や背景が記載されるなど、より充実した内容の書面が提出され、添付書面の記載内容の質的向上について期待が示されました。

3-2. 相続税における利用状況

- ・ 添付件数の推移：申告件数は微減であったものの、添付件数は前年比12件増の747件となり、利用は拡大しています。
- ・ 書面添付割合：16.6%で、前年比0.1ポイント向上しています。
- ・ 全国比較：全国の添付割合24.6%と比較すると、依然として低い水準にあります。相続案件は個性が高く、本来は書面添付に適していると考えています。

国税局としては、申告の質向上に寄与するツールとして独自に作成しているチェックシートの活用を積極的に推奨しており、これにより添付書面の作成支援と内容の充実を図りたいと考えております。

3-3. 所得税における利用状況

- ・ 添付件数の推移：前年比53件減の1,236件でありました。
- ・ 添付割合：0.9%と低迷しており、全国平均の1.5%を大きく下回っている状況です。この背景には、所得税申告が確定申告期に集中するという特性があり、時間的な制約から添付書面の作成まで手が回りにくいという現状があると、国税局は考えております。

4. 意見交換

税理士会と国税局双方の視点から、書面添付制度の利用促進への課題や、制度の質の向上に向けた具体的な提案が活発に交わされました。

4-1. 書面添付制度の利用促進における課題

- ・ 業務負荷と費用対効果：所得税申告については、確定申告期の時間的制約に加え、顧問先が作成済みの決算書を基に申告書作成のみを依頼する業務形態が主流であるという構造的問題がある。この場合、税理士が添付書面に記載すべき検証内容を確認するための元資料がなく、書面作成が実質的に困難である。

また、大きな事業内容の変化がない法人の申告書において、毎年意義のある記載内容を捻出することに苦慮しており、特に、前年と同様の内容を提出することへの抵抗感が、実務上のジレンマとなっている。

- ・ 制度理解の齟齬：一部には「書面を添付すれば税務調査が省略される」という期待が存在し、これが誤解を生む一因となっている。実際には意見聴取を経ても調査に至るケースがあることから、「期待外れ」と感じ、制度そのものに懐疑的になる税理士がいる。「書面を出したのに調査に来た」という不満は、制度の正しい趣旨、特に意見聴取のプロセスが十分に理解されていないことに起因すると思われる。
- ・ 記載内容の質の担保：「何をどこまで記載すれば国税当局が求める水準に達するのか」という

考えが、書面作成のハードルを上げている。多くの税理士が記載内容に苦慮しており、テンプレート化を求める声がある一方で、案件の個別性が高いため画一的な対応が難しいというジレンマもある。


4-2. 制度の質の向上と利用促進に向けた提案

- ・国税局への要望：
 - 記載例やテンプレートの充実：記載内容の基準が曖昧であるという課題に対し、国税局が重視するポイントを明示した記載例や、書きやすさを支援するツールの提供をお願いしたい。これにより、税理士は当局の意図を汲み取りやすくなり、より質の高い書面を作成できる。
 - 意見聴取のあり方の再評価：制度理解の齟齬という課題に対応するため、意見聴取を単なる調査の前段階ではなく、「調査省略のための重要な入り口」として積極的に位置づけ、その意義を税理士会と国税局が共同で周知していくべきではないか。
- ・税理士会側の取り組み：
 - 内部研修への活用：書面作成のプロセスは、関与先の業務内容を深く理解する絶好の機会であり、事務所職員の能力開発やスキルアップに直結することから、これを内部研修の一環として活用することで、事務所全体の業務品質管理にも繋がるのではないか。
 - 周知活動の改善：制度のメリットだけでなく、意見聴取の重要性や調査省略のプロセスなど、制度の正しい仕組みを会員に周知徹底する必要がある。

5. 閉会

最後に、税理士会と国税局の挨拶があり、本協議会が、税理士と国税当局の相互理解を深め、書面添付制度の発展に向けた有意義な意見交換の場となったこと、今後もこのような建設的な対話を継続し、制度の普及と質の向上に共に取り組んでいくことを確認し、協議会を閉会しました。

働く皆様に将来の安心を。



中退共で退職金。

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。


毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の退職金制度!
掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページをご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

||| 中小企業対策部ニュース |||

中国銀行との金融懇話会【11月6日】開催報告

倉本 幸芳（高松支部）



中国銀行

令和7年11月6日、税理士会館において、中国銀行との金融懇話会を開催しました。

当日は、中国銀行より吉田四国地区本部長をはじめ、高松市内各支店の支店長等11名にご出席いただき、税理士会からは西岡高松支部長をはじめ15名が参加し、総勢26名による意見交換の場となりました。

懇話会の中では、中国銀行から、事業承継およびM&Aに関する具体的な取組状況について説明がありました。後継者不在企業が増加する中、金融機関としてどのように情報収集を行い、専門家と連携しながら円滑な事業承継やM&Aを支援しているのかについて、

実際の事例を交えた説明がなされ、参加した税理士にとっても大変参考になる内容でした。特に、金融機関が持つネットワークや情報力と、税理士が有する顧問先企業への深い理解を組み合わせることの重要性を、改めて認識する機会となりました。

税理士側からは、日頃の業務の中で感じている事業承継支援の難しさや、金融機関との連携において期待する点などについて意見が出され、双方の立場や役割について理解を深めることができました。単なる情報交換にとどまらず、今後の具体的な連携の可能性を感じさせる懇話会であったといえます。

懇話会終了後の懇親会では、懇話会の限られた時間内では十分に話しきれなかったテーマについても、和やかな雰囲気の中で意見交換が行われ、参加者同士の距離が一層縮まったように感じられました。立場の違いを超えて率直な意見を交わすことで、今後の連携に向けた信頼関係の構築につながる有意義な場となりました。

今回、中国銀行との金融懇話会を開催してみて、金融機関と税理士が直接顔を合わせ、継続的に意見交換を行うことの重要性を強く実感しました。これまであまり接点のなかった金融機関とも、今後は積極的に金融懇話会を開催することで、地域企業の支援体制をより強固なものにしていくことができるのではないかと感じております。

本懇話会を契機として、金融機関との連携をさらに深め、事業承継やM&Aをはじめとする中小企業支援に一層貢献していきたいと考えております。



税理士会

|||| 中小企業対策部ニュース |||

**日本政策金融公庫・愛媛銀行・愛媛県信用保証協会との
金融懇話会【令和7年度】開催報告**

扇山 博司（松山支部）

松山支部では、今年度、合計5回の金融懇話会を計画し、実施させて頂いております。

8月22日実施の日本政策金融公庫では総務委員会と共同でわかばの会（登録3年以内のオリエンテーション）を行い、その後参加されたわかばの会と松山支部の先生方との金融懇話会を行いました。

9月と11月は、愛媛銀行との金融懇話会を行い、こちらはグループディスカッションを含めてテーマごとに税理士会側と銀行側で、それぞれの意見を交換しました。

10月は松山支部として初めて愛媛県信用保証協会との金融懇話会を実施させて頂き、税理士側としては保証内容のより理解を、保証協会側としては税理士の先生方に決算書作成時の注意点等の意見交換をさせて頂きました。

全ての金融懇話会では懇親会も同日に実施させて頂いているのですが、やはりフォーマルな会の時より懇親会の方の方が各金融機関とのより突っ込んだ話し合いができたのではないかと思います。

令和8年は1月に、愛媛銀行との第3回金融懇話会を実施しますので、引き続き今年も各金融機関との連携を図っていききたいと思います。

日本政策金融公庫	8月22日
愛媛銀行	9月11日・11月17日・令和8年1月21日
愛媛信用保証協会	10月17日

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。2月（会報発行日以降）～4月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館2F	4/9（木）	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		3/12（木）		資産税	岡田 隆行
愛媛	愛媛県税理士会館	3/19（木）	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		2/20（金）・3/6（金）		資産税	古谷 守
		3/19（木）			池田 康廣
徳島	県連事務局	2/27（金）・3/6（金） 4/3（金）・4/17（金）	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高知	県連事務局	4/1（水）	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		3/18（水）・4/15（水）		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

（受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016）

||| 中小企業対策部ニュース |||

**愛媛銀行・伊予銀行・愛媛信用金庫との金融懇話会
【令和7年度】開催報告**

越智 章二（今治支部）

今治支部においては、次のとおり金融懇話会を開催いたしました。

10月24日 愛媛銀行 支部会員8名 愛媛銀行 9名

10月28日 伊予銀行 支部会員8名 伊予銀行 8名

11月20日 愛媛信用金庫 支部会員8名 愛媛信用金庫 8名

各会共に金融機関の執務終了後1時間の会議を行い、その後懇親会を開催いたしました。

会議の内容は、①税理士会から金融機関への事前質問に対する回答②金融機関から税理士会への事前質問に対する回答③フリーディスカッション（人件費、物価等高騰の中での金融支援に対する連携、協力について）です。

税理士会からの質問は4問（各金融機関共通）、愛媛銀行からの質問は7問、愛媛信用金庫からは当日質問、伊予銀行からは事前・当日共に質問はありませんでしたので、賃上げ促進税制、インボイス制度等の説明を行いました。

限られた時間の中でしたので、全ての質問に対する回答、説明はできませんでしたが、支部長はじめ参加された先生方から積極的にご発言頂き、金融機関参加者からも、有意義な会議であったとの言葉を頂きました。

会議後の懇親会においては、日常業務に関する話題の他、TBS番組SASUKE出場の愛媛銀行員、建築家丹下健三氏が設計された愛媛信用金庫今治支店、プライベートの話など、終始和やかに交流が行われました。

ご参加いただきました先生方、各金融機関の支店長等からは、「参考となる話を聞け、また、楽しい時間を過ごせ非常に良かった」といったご意見を多数頂きました。

お忙しいところ参加して頂きました役員はじめ先生方に感謝申し上げます。

私は今回初めて会議開催について、各金融機関との事前打ち合わせをはじめ、資料作成等を行いました。参加者を募る難しさ、限られた時間を如何に有効に使うか等、過去に担当された先生方のご苦勞を痛感いたしました。

来年度は更に充実した金融懇話会が開催されるよう頑張りたいと思います。



愛媛銀行



伊予銀行

||| 中小企業対策部ニュース |||

**日本政策金融公庫・愛媛県信用保証協会との金融懇話会
【8月20日】開催報告**

近藤 正利（新居浜支部）

令和7年8月20日、新居浜支部での金融懇話会をリーガロイヤルホテル新居浜にて開催いたしました。

今回の金融懇話会は、日本政策金融公庫新居浜支店から4名及び愛媛県信用保証協会新居浜支所から4名ご参加いただき、新居浜支部からは20名の参加により28名での開催となりました。

今回は、それぞれ30分という限られた時間の中で意見・情報の交換をお願いしました。その意見・情報の交換の内容について触れてみたいと思います。

まず、日本政策金融公庫新居浜支店からは、地域事業者への政策金融の周知と資金支援に取り組み、主な貸付は小規模事業者向けの小口無担保融資で、保証人不要の商品も拡充しており、コロナ禍や自然災害等へのセーフティネット機能発揮も重要視し、様々な特別相談窓口を設置しており、創業・スタートアップ支援も積極的に展開中であること。また、事業承継支援については地域活性化の観点から注力し、マッチング登録も推進中であり、さらに事業再生、海外展開、教育資金融資のほか、DX推進によるインターネット申込や電子契約も進めており、貸付金利については上昇傾向であるが多様な融資制度を提供しており、個別相談会の利用など、今後も地域の課題解決に向け、各種支援を強化するとのご報告がありました。

次に愛媛県信用保証協会新居浜支所からは、中小企業振興資金融資は中小企業者の事業資金の融通を円滑化し、中小企業の振興を図ることを目的に設けられた制度であること。協調支援型特別保証制度については原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることや継続的な伴走支援を実施することができること。また創業関連保証は創業を考えられている方の創業資金の調達をサポートし必要な指導・助言を行っていることなど多岐にわたるご報告がありました。

今回の金融懇話会では、両機関からの中小企業支援に対して心強いお話を聞くことができました。また税理士が協力し共に中小企業を支援することによりさらに中小企業が安定した経営基盤を築くことの一助になるのではないかと思います。そのためには税理士が融資制度及び保証制度をより理解しなければいけないことを再認識しました。

今回の金融懇話会は可能な範囲で具体的な事例を含めた意見交換もあり、実りある金融懇話会となりました。



||| 中小企業対策部ニュース |||

日本政策金融公庫との金融懇話会【12月3日】開催報告

門田 優（八幡浜支部）

令和7年12月3日、八幡浜支部での金融懇話会を八幡浜商工会議所にて開催いたしました。

まず、日本政策金融公庫から、資料「四国税理士会八幡浜支部様との連携に関するご案内」を使用し説明が行われました。その後、質疑応答に移り、融資における条件等の規程以外での本音の話など、活発な意見が交わされました。

**日本政策金融公庫との情報交換会【10月15日】開催報告**

松下 晃大（徳島支部）

令和7年10月15日、ザ・グランドパレス徳島で日本政策金融公庫との情報交換会を開催いたしました。

参加人数は税理士会からは28名、日本政策金融公庫からは7名の総勢35名で、まずは徳島県連の檜谷副会長と日本政策金融公庫徳島支店の高木事業統括から挨拶を、次に同、小畑融資課長から自社の取組についてご説明をいただき、その後、2時間ほど食事をしながら公庫の営業担当者の方々と情報交換をさせていただきました。

今回の情報交換会の税理士側の参加者は、徳島県連の各支部長をはじめとしたベテランの方が多かったですが、登録後間もない税理士もおり、いずれにしても貴重な情報提供、情報交換の場であったと思います。

中小企業と仕事をするうえで、その取引先である地元の金融機関との関係性は税理士にとっても重要となりますが、情報交換会といった場で公庫の方々と直接話をする事は、お互いの関係構築の一助になると感じました。

また来年以降も引き続き開催し、参加者が増えるよう徳島県の部会内での調整から始めていきたいと考えています。

||| 中小企業対策部ニュース |||

13機関との金融懇話会【11月7日】開催報告

結城 靖（高知支部）

11月7日金曜日、高知県のザ クラウンパレス新阪急ホテルにて、金融懇話会を開催いたしました。

高知県での金融懇話会は、例年、高知財務事務所、高知県商工労働部、高知県信用保証協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫、高知弁護士会、高知商工会議所、高知県事業承継・引継ぎ支援センター、高知県中小企業活性化協議会の計12機関にご参加いただいておりますが、今年は新たに四国経済産業局を加え、合計13機関・20名の皆様にご参加いただきました。税理士会からは、高知県内より38名、また高知県外からは中小企業対策部の新延部長をはじめ4名、合計42名の先生方にご参加いただき、総勢62名での開催となりました。

私はこれまで高知での金融懇話会にしか参加したことがないため、この開催形式が一般的だと認識しておりましたが、中小企業対策部の部会での話によると、他地域では一つの金融機関との開催が主流であり、高知のような形式はむしろ珍しいとのことでした。このような背景から、昨年引き続き、四国会中小企業対策部の部会出張会議と併せて、高知の金融懇話会を視察いただくこととなりました。

以前の金融懇話会は役員のみを対象とし、総勢20名程度での開催でしたが、各支援機関から提供いただく情報が業務に非常に有益であることから、一般会員にもご参加いただけるよう開催方法を変更いたしました。今年の懇話会では、四国経済産業局より、8月の四国会中小企業対策部会でご提供いただいた内容が非常に参考になるものであったため、高知の会員の皆様にもぜひお聞きいただきたく、高松より菅原課長にお越しいただき、情報提供をお願いしました。そのほか、高知財務事務所、高知県信用保証協会、高知県中小企業活性化協議会、高知県商工労働部からは、それぞれ10～20分程度の中小企業支援施策に関する情報提供があり、その他の機関からも5分程度の情報提供をいただきました。税理士会からは、高知支部の山本太一郎会員が、税理士会中小企業対策部の取り組みについて説明を行いました。

その後、高知県での「本番」とも言える懇親会を、中小企業支援機関および税理士会の計47名で開催いたしました。懇親会が始まるとすぐに、皆様が席を立ち、あちこちで活発に交流されるという、高知県ならではの光景が広がり、大変盛り上がりました。今回ご参加いただいた中小企業対策部の先生方からは、「非常に良かった」「今後の開催の参考にしたい」といった嬉しいご意見を多数頂戴しました。

なお、高知県での開催方法は私が始めたものではなく、これまでの先生方が築いてこられた取り組みを継続しているに過ぎません。このような取り組みと関係性を築いてくださった先達の先生方に、改めて深く感謝申し上げます。

昨年の懇親会の中締めにて、清藤顧問より「来年は税理士会から50名参加しての金融懇話会を開催します」とのご挨拶をいただきましたが、残念ながら本年は26名の参加にとどまりました。来年こそは目標の50名を達成できるよう頑張ります。

業務対策部からのお知らせ

【重要】社会保険労務士との職域境界に関する留意点について

日本税理士会連合会（日税連）と全国社会保険労務士会連合会（全社連）の協議に基づき、改めて税理士が遵守すべき業務の範囲と、社労士の職域への配慮事項を整理しました。会員各位におかれましては、両士業の信頼関係を維持しつつ、適切な業務遂行に努めてください。

1. 税理士による「社労士業務」への付随的関与の制限

税理士が社会保険労務士法に規定される事務（労働社会保険諸法令に基づく書類の作成等）を行えるのは、あくまで「税理士業務に付随して行う場合」に限られます。

付随業務の範囲：「租税債務の確定に必要な事務」の範囲内に限定されます。

禁止されている行為：

- ・社労士法第2条第1項第1号の2（提出代行）および第1号の3（事務代理）は、税理士の付随業務には含まれません。
- ・これらの業務を税理士が行うことは、社労士の職域を侵害する恐れがあるため注意が必要です。

2. 年末調整事務における「税務判断」の厳守

年末調整に関する事務は税理士法第2条第1項に規定する業務であり、社労士がこれを行うことは税理士法第52条（税理士業務の制限）に違反します。特に以下の計算事務は「税務判断」を伴うため、税理士業務に該当することを再認識する必要があります。

税理士のみが行える「計算事務」（税務判断を伴うもの）：

- ・1年間の給与収入金額および給与所得控除後の給与等金額の計算
- ・各種控除額（社会保険料、生命保険料、扶養控除等）の年額計算
- ・納付すべき税額の計算、および過不足額の計算

例外として認められる「記入行為」：

- ・計算結果を源泉徴収票等へ単に転記するだけの「記入事務」は、自己の判断を伴わないため税理士業務には該当しません。

**◆TAINSメールニュースピックアップ**

No.754 (2025.12.25 発行) からNo.757 (2026.01.22発行) より

なお、TAINS メールニュースの全文は、TAINS ホームページで確認することができます。

【1】 今月の判決等**(1) 青果卸売業者が委託販売時に取引先に対し負担していた集荷対策費は寄附金に!**

(令07-05-16 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2786)

原告(卸売業者)は、委託を受けて市場で青果物を仲卸業者らに販売していましたが、生産者から青果物の販売委託を受けていた取引先に対し、集荷対策費と称する金銭を支払っていたところ、課税庁から本件集荷対策費は寄附金の額に該当するとして、法人税等の更正処分等を受けた事案です。原告は、本来は取引先に対し、仲卸業者らに販売した価格(実販売価格)から実販売手数料を控除した金額を支払うべきところ、実販売価格より高額な価格(増仕切価格)から増仕切販売手数料を控除した金額を支払っていました。この集荷対策費は、増仕切価格と実販売価格との差額から、増仕切販売手数料と実販売手数料との差額を控除した金額のことで、東京地裁は、下記判断をして、原告の請求を棄却しています。

本件集荷対策費は、増仕切価格という実販売価格と異なる架空の販売価格で販売したことを前提に、取引先に対して支払われるものであり、受託約款や取引先との間で締結した契約にも明示されていないものであった。本件集荷対策費の負担の要否及びその額の判断は、飽くまでも原告らに委ねられ、取引先は、原告らがどの取引でどの程度の集荷対策費を支払っているかを具体的に認識していなかったと認められ、本件集荷対策費は、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転するものである。集荷対策費は寄附金の額に該当すると認められる。

(税法データベース編集室：草間 典子)

(2) 義務付け訴訟～更正の請求における必要経費の主張・立証責任の重要性～

(令07-05-21 熊本地裁 却下・棄却 Z888-2765)

原告(医師)は、平成27年分の所得税等の確定申告後、事業所得に係る必要経費の算入漏れがあったとして、更正の請求を行いました。これに対し、処分行政庁から、更正すべき理由がない旨の通知処分を受けたため、原告が処分の取消しと、納付すべき税額の更正の義務付けを求めて提訴した事案です。

熊本地裁は、次のように判断し、請求を棄却・却下しました。なお、同地裁は、原告に対し、複数回にわたり必要な主張及び立証をするよう求めていました。

原告が提出した書類(青色決算書メモ)では、支払が確定申告書において既に必要経費に算入していたものか、更正の請求において算入漏れがあるとする必要経費に該当するのかが明らかではない。また、クレジットカードの利用明細書等については、青色決算書メモの記載がなく、いかなる支払を算入漏れがあるとする必要経費として主張するのが明らかではない。原告は、自身が必要経費と主張する各支払が事業活動と直接の関連性を持ち、事業の遂行上必要な費用であることについて、具体的な主張及び立証をしておらず、各支払が必要経費に当たるとは認められない。

したがって、通知処分は適法であり取り消されるべきものではなく、本件訴えのうち、更正処分の義務付けを求める部分は、行政事件訴訟法37条の3第1項2号所定の要件を満たさない不適法な訴えである。

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)

この原稿は、一般社団法人日税連税法データベースの承諾を得て作成しています。

《TAINS加入の方法》

- (1) インターネットを利用する場合 <https://www.tains.org/> の右上の入会案内のページから直接、またはFAXでの入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上お申し込みください。
- (2) 電話による場合 事務局(03-5496-1195)までお電話ください。

税の広場

消費税額等が区分記載された契約書等の記載金額

消費税の課税事業者が消費税および地方消費税の課税対象取引に当たって課税文書を作成する場合に、消費税および地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されているとき、または、税込価格および税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等は印紙税の記載金額に含めないこととされています。

なお、この取扱いの摘要がある課税文書は、以下の文書に限られています。

対象となる文書

- 第1号文書：不動産の譲渡等に関する契約書
- 第2号文書：請負に関する契約書
- 第17号文書：金銭または有価証券の受取書

記載金額の判断基準

① 消費税額等が区分記載されている場合

→ 税抜金額が記載金額になる

例：

- 「請負金額 1,100万円（うち消費税額等 100万円）」
 - 「請負金額 1,100万円（税抜 1,000万円）」
- 記載金額は 1,000万円（印紙税 10,000円）

② 区分記載されていない場合

→ 税込金額が記載金額になる

例：

- 「請負金額 1,100万円（税込）」
 - 「消費税額等 10% を含む」
- 消費税額が明確でないため 1,100万円が記載金額（印紙税 20,000円）

📖 免税事業者の場合の注意点

免税事業者はそもそも消費税を課さないため、たとえ「消費税額等」と区分記載していてもその金額は記載金額に含めることとなります。

📌 まとめ表

記載方法	消費税額等の扱い	記載金額
税抜+消費税額が明確に区分	含めない	税抜金額
税抜・税込の両方記載	含めない	税抜金額
「税込」「消費税を含む」など明確でない	含める	税込金額
免税事業者が区分記載	含める	合計金額

参考 タックスアンサー No. 7124 消費税額等が区分記載された契約書等の記載金額
消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて（平元 3. 10付間消3-2）

研修会のご案内

配信期間	時間	研 修 内 容	
		(テーマ)	(講師)
令和7年5月12日(月)～令和8年5月11日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	貸倒損失及び債権譲渡の税務上の取扱いについて	税理士・東京会会員 中村 慈美 氏
令和7年7月7日(月)～令和8年7月6日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5.5時間	令和7年度 第1回全国統一研修会 「税理士損害賠償訴訟の予防策・対応策」 ～もし訴えられたらどうする?訴えられないためにはどうする?～	弁護士 内田 久美子 氏
令和7年8月8日(金)～令和8年8月7日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	ハラスメント研修会 その発言、セーフ?アウト? 今こそ学ぶ「税理士業務に役立つハラスメントの基礎知識」 ～「四国税理士会ハラスメント防止規程」を素材にして～	弁護士 山浦 美紀 氏
令和7年9月24日(水)～令和8年9月23日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税理士事務所のための転ばぬ先のトラブルシューティング研修会	税理士 富永 昭雄 氏
令和7年10月21日(火)～令和8年10月20日(火) (オンデマンド配信)	算定5時間	保険税務研修会 生命保険の活用と税務	税理士・東京会会員 追中 徳久 氏
令和7年12月12日(金)～令和8年12月11日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	【色々な論点がある】 『貸付金の評価実務』	税理士・近畿会会員 笹岡 宏保 氏
令和7年12月17日(水)～令和8年12月16日(水) (オンデマンド配信)	算定4時間	税務研究所 第1回税務研究発表会	税務研究所研究員一同
令和8年1月30日(金)～令和8年3月16日(月) (オンデマンド配信)	算定2時間	令和7年度 確定申告に関する研修 ①「所得税関係」 ②「消費税関係」 ③「資産税関係」 ④「納付・還付の留意点等」	①② 高松国税局 個人課税課 審査指導係長 永尾 淳 氏 ③ 高松国税局 資産課税課 審査指導係長 吉田 美由貴 氏 ④ 高松国税局 管理運営課 実務指導専門官 木村 幸司 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。

令和8年度年間研修事業計画一覧

研修部

開催月日		時間	配信方法		研修内容	
			可否	(テーマ)	(講師)	
4月	20日(月) 徳島 21日(火) 高知 22日(水) 高松 23日(木) 松山	10:00~16:00 (算定5時間)	ライブ ● 録画 ●	法人税	税理士・東京会会員 中村 慈美 氏	
	オンデマンド配信(収録)	(算定2.5時間)	ライブ - 録画 ●	改正税法等 綱紀監察	高松国税局担当官	
7月	8日(水) 徳島 9日(木) 高松 21日(火) 松山 22日(水) 高知	10:00~16:00 (算定5時間)	ライブ ● 録画 ●	テーマ未定 AIについて	税理士・東京会会員 宮川 大介 氏	
	27日(月) 高松	(算定5時間)	ライブ - 録画 ●	全国統一研修会	大阪学院大学教授 谷口 勢津夫 氏	
8月	21日(金) 高知 24日(月) 徳島 25日(火) 松山 28日(金) 松山	10:00~16:00 (算定5時間)	ライブ ● 録画 ●	テーマ未定	弁護士 内田 久美子 氏	
	7日(月) 徳島 8日(火) 高松 9日(水) 高知 10日(木) 松山	10:00~16:00 (算定5時間)	ライブ ● 録画 ●	同族会社 法務トラブル解決策	弁護士 松嶋 隆弘 氏	
10月	6日(火) 高松 7日(水) 徳島 20日(火) 高知 21日(水) 松山	10:00~16:00 (算定5時間)	ライブ ● 録画 ●	法人税	税理士・東京会会員 宮森 俊樹 氏	
11月	17日(火) 高松 18日(水) 高知 19日(木) 徳島 20日(金) 松山	10:00~16:00 (算定5時間)	ライブ ● 録画 ●	資産税	税理士・近畿会会員 笹岡 宏保 氏	
12月	1日(火) 徳島 2日(水) 高松 16日(水) 高知 17日(木) 松山	10:00~16:00 (算定5時間)	ライブ ● 録画 ●	消費税 税制改正と税務調査を 想定したインボイス保存	税理士・近畿会会員 金井 恵美子 氏	
1月	20日(水) 高松	10:00~16:00 (算定5時間)	ライブ ● 録画 ●	全国統一研修会 ①税制改正大綱 ②法人税	公認会計士・税理士・ 東京会会員 太田 達也 氏	
	(オンデマンド配信)	(算定2時間)	ライブ - 録画 ●	令和8年分 確定申告に 関する研修	高松国税局担当官	

※全国統一研修会のライブ配信は、高松会場で行います。
全国統一研修会以外のライブ配信は、松山会場で行います。

会員異動

新入会員です。よろしくお願ひします。

入会〈1月22日〉・・・新入会員



ふくい じゅんこ
福井 淳子

支 部 丸亀支部
事務所 丸亀市九番丁84-1
電 話 0877-22-1048
趣 味 生け花



はやしだ あきひさ
林田 晃尚

支 部 高松支部
事務所 高松市太田下町2066-6
電 話 080-6374-2129
趣 味 オーディオブルを聞きながら散歩すること



1月の登録者に税理士証票を交付

四国税理士会 会員数

1月31日現在

県 名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香 川	552	29	19	48
愛 媛	571	43	21	64
徳 島	294	24	12	36
高 知	241	11	5	16
合 計	1,658	107	57	164

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所

入会〈1月5日〉・・・税理士法人

●税理士法人Client・Factory (主たる事務所)

事 務 所 高知市長浜蒔絵台1-26-2
電 話 番 号 088-805-2266
社 員 佐々木 敏雄

●税理士法人Client・Factory 丸亀office (従たる事務所)

事 務 所 丸亀市柞原町647-1
電 話 番 号 0877-85-3530
社 員 近藤 知史
佐々木 一成



編 集 後 記

今年に入り、暖かい日が続くと思えば、寒波が襲来しあちこちで大雪となりました。ようやく立春を過ぎ、梅の花も2月から3月にかけて多くの名所では見頃を迎えます。これから確定申告期を迎え多忙な日々となりますが、健康管理に気をつけながら乗り切ってください。 (谷本)

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例

(別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
NSS 大同生命グループ
日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル
(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

日本システム収納

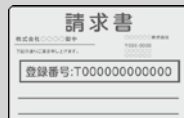
検索

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は



インボイス制度 対応

ネット受付口座振替サービス 開始!



【ネット口座振替サービスについて】

※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから！

“報酬自動支払制度”で 二次元コードから
アクセス

検索

または



報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335円/件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800円/月
5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

口座振替請求手数料

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など

定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは **03-3345-0890**



税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス



税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

加入のおすすめ

事故原因の多くは【うっかり】と【思い込み】

1年間*でお支払いした保険金

633件 23億7,167万4千円

※2023年7月1日～2024年6月30日

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



証ひょうはAI-OCR、 さらに銀行APIやCSVはAI仕訳。



預金通帳・証ひょう



銀行API



銀行・クレジットカードCSV

3つの仕訳生成機能で入力業務を大幅に削減!

新登場

AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システムTM

- 仕訳入力の大半を占める **預金通帳・証ひょう** は読み取るだけで仕訳データを生成。
- **銀行API** との連携で取引データを自動収集・仕訳生成。1,000社超の金融機関に対応。
- 銀行・クレジットカード取引の **CSV** も取り込むだけでAI仕訳。

— 入力業務削減は「JDL AI」。

JDL Liberty[®]



JDL AI[®]

AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システムTM

標準搭載



あっという間に仕訳が生成される様子を画面でご覧いただけます!



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

高松営業所 / 〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

四国税理士会の皆様へ

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 須藤 寿

税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

詳細はダイレクトメール・HPをご覧ください。



にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



全国税理士共栄会だより **No.598**
(2026年2月号)

税理士VIP代理店

事務所の収入UPに！そろそろ始めてみませんか？

関与先に全税共扱いの保険を勧奨し、
成約すると提携保険会社から代理店手数料が支払われます



税理士VIP代理店とは

全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

税理士VIP代理店キャンペーン実施中！

税理士事務所のVIP代理店登録を推進

第27回税理士VIP代理店 推進キャンペーンZ1

対象：税理士会会員
期間：2026年1月1日～12月31日
奨励基準：期間中に税理士VIP代理店登録した方にギフトカード(1万円)を贈呈

お問い合わせは以下の
税理士VIP代理店提携保険会社へ

- 朝日生命 ●第一生命 ●日本生命 ●ジブラルタ生命
- 明治安田生命 ●エヌエヌ生命 ●住友生命
- メットライフ生命 ●SOMPOひまわり生命 ●アクサ生命
- 富国生命 ●三井住友海上あいおい生命
- オリックス生命 ●FWD生命

企業決算月の保険需要を見込んだ

第23回税理士VIP代理店 年度末特別キャンペーン

対象：税理士VIP代理店
期間：2026年1月1日～3月31日
対象契約：期間中に成立した
全税共扱の保険契約

表彰基準及び賞品：

賞名	表彰基準(月額保険料)	賞品(ギフトカード)
ダイヤモンド賞	200万円以上	30万円
ゴールド賞	150万円以上	20万円
シルバー賞	100万円以上	10万円
ブロンズ賞	50万円以上	5万円
努力賞	契約件数5件以上	1万円

※上記賞は重複表彰しない。
※年払契約の場合は、年払保険料の12分の1を計上。
※全税共年金の一括払の保険料は、100分の3を計上。

全国税理士共栄会 全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 [全税共](#) [検索](#)
東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

